



# さくら舞う しののめ花まつり

## 主な内容

- 平成20年度壬生町予算 ..... 2~7
- 事務事業改善マネジメントの報告について 8~11
- 利用していますか？医療費助成制度 ..... 12~13
- 「障がい者雇用奨励補助金を活用下さい ..... 14
- 国民年金制度について ..... 15
- 教育文化功労者並びにスポーツ・文化活動優秀児童・生徒表彰 ..... 16

毎年恒例となっている「しののめ花まつり」が、3月29日から4月6日まで開催されました。

東雲公園内には満開のさくらが咲き乱れ文字通り、まつりに花を添えました。

(催し等詳しくは5月号に掲載いたします)

# 平成20年度壬生町一般会計予算

# 112億8千万円

前年度比4.4%増

## 予算規模

平成20年度の壬生町一般会計予算は、11,280,000千円で、前年度と比較すると4.4%の増額となっております。主な増額の要因は、まちづくり交付金事業及び中間処理施設整備事業の取り組みによるものであります。

国の地方財政計画において、地方財政規模は前年度比0.3%の増額となり7年ぶりに増加に転じましたが、引き続き、厳しい財政状況下にある中、地方財政計画を大幅に上回る予算額を確保出来たこととなります。

## 一般会計の概要説明

国は平成20年度において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」「経済財政改革の基本方針2007」等を踏まえ、成長力強化及び地方の自立と再生に取り組むとともに、財政健全化に向けた歳出・歳入一体改革等を進め、基礎的財政収支の改善を図ることとしています。

そうした中で、平成20年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成19年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。社会保障関係経費の自然増が見込まれることに加えて、地方財政の借入金残高は平成20年度末に197兆円と見込まれ、今後、その償還負担が高水準で続くところであり、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されています。

このような現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる歳出・歳入の一体改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務となっています。

本町の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、本町の目指す協働のまちづくり「活力と創意が生きる希望に満ちたまち・みぶ」の創造に向けて、町政運営の総合的な指針である「壬生町第5次総合振興計画」に盛り込まれた施策の着実な推進を図る必要があることから、知恵と工夫を活かした施策の展開等に積極的に取り組んだところであります。平成20年度の当初予算は喫緊の課題であります「まちの自立と再生」に向け、生活の安全・安心を基本に、産業の振興、地域の活性化、人づくりの基本となる教育問題など、当面する重要な課題に全力で取り組むこととし、特に左記の諸点に留意いたしました。



# 「壬生町第5次総合振興計画」推進中!

## 創意と工夫が生きた 活力あるまちを創造する



### 特に配慮した点

#### ① 健全な地方自治を確立する

- ◎活力ある地域づくり支援事業の充実
- ◎人材育成の推進
- ◎事務事業改善マネジメントの確立
- ◎徴収嘱託員の継続配置
- ◎コンビニ収納の実施

#### ② いのちが輝く元気な地域社会を創る

- ◎母子健診の充実
- ◎第3子以降保育料無料化の継続
- ◎放課後児童クラブの拡充
- ◎ファミリー・サポート・センター事業の充実
- ◎高齢者保健福祉計画の策定
- ◎「むつみの森」「ドリームキッズ」の運営

#### ③ 調和のとれた元気なまちを創造する

- ◎安塚駅西広場の整備
- ◎壬生インター北通りの整備
- ◎No.2-307号線の整備
- ◎No.3-550号線の整備
- ◎六美地区雨水排水対策の実施

#### ④ 安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する

- ◎防災マップの作成
- ◎建築物耐震改修促進計画の策定
- ◎消防防災拠点施設の整備
- ◎自治会管理防犯灯の継続助成
- ◎中間処理施設整備事業の実施

#### ⑤ 個性が輝き文化が薫る、学びの社会を実現する

- ◎歴史民俗資料館企画展の開催
- ◎幼稚園すこやか子育て支援の拡充
- ◎学力向上支援の充実
- ◎学校耐震補強工事の実施
- ◎学校給食の委託化
- ◎中学生海外派遣の継続実施

#### ⑥ 活気に満ちた豊かで元気なまちを創る

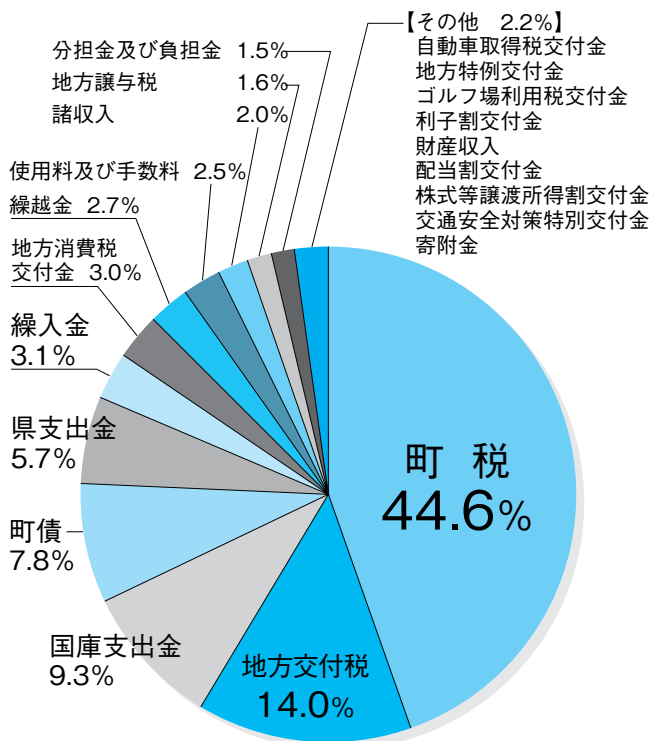
- ◎商工団体・観光団体等の支援
- ◎企業誘致の推進
- ◎都市と農村の交流の促進
- ◎地域交流拠点の整備

# 一般会計歳入款別集計表

(単位:千円)

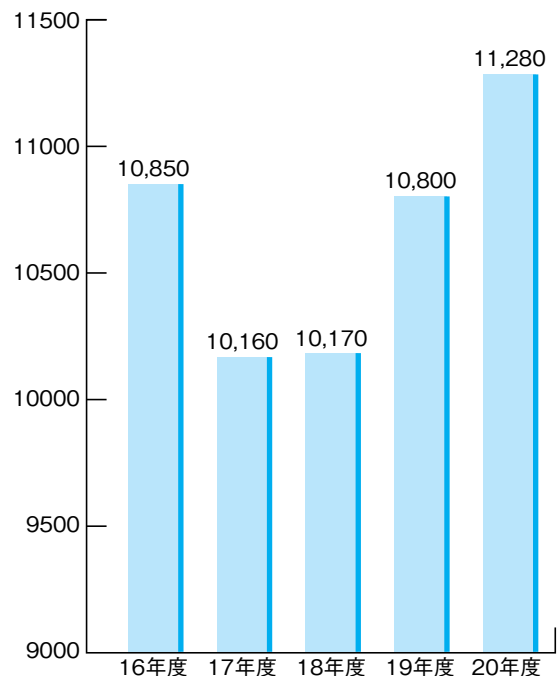
款	本年度		前年度		比較増減	対前年比(%)
	予算額	構成比(%)	予算額	構成比(%)		
1 町 税	5,034,041	44.6	5,072,692	47.0	△ 38,651	99.2
2 地 方 譲 与 税	180,000	1.6	180,000	1.7	0	100.0
3 利 子 割 交 付 金	20,000	0.2	20,000	0.2	0	100.0
4 配 当 割 交 付 金	15,000	0.1	10,000	0.1	5,000	150.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10,000	0.1	10,000	0.1	0	100.0
6 地 方 消 費 税 交 付 金	340,000	3.0	340,000	3.1	0	100.0
7 ゴルフ場利用税 交付金	35,000	0.3	35,000	0.3	0	100.0
8 自動車取得税 交付金	100,000	0.9	100,000	0.9	0	100.0
9 地方特例 交付金	50,000	0.4	47,000	0.4	3,000	106.4
10 地 方 交 付 税	1,580,000	14.0	1,370,000	12.7	210,000	115.3
11 交通安全対策 特別交付金	8,000	0.1	8,000	0.1	0	100.0
12 分 担 金 及 び 負 担 金	165,041	1.5	152,628	1.4	12,413	108.1
13 使用料及び手数料	283,333	2.5	290,153	2.7	△ 6,820	97.6
14 国 庫 支 出 金	1,048,277	9.3	886,669	8.2	161,608	118.2
15 県 支 出 金	637,271	5.7	745,275	6.9	△ 108,004	85.5
16 財 産 収 入	16,913	0.1	9,223	0.1	7,690	183.4
17 寄 附 金	3	0.0	3	0.0	0	100.0
18 繰 入 金	353,583	3.1	281,007	2.6	72,576	125.8
19 繰 越 金	300,000	2.7	300,000	2.8	0	100.0
20 諸 収 入	225,138	2.0	200,150	1.8	24,988	112.5
21 町 債	878,400	7.8	742,200	6.9	136,200	118.4
合 計	11,280,000	100.0	10,800,000	100.0	480,000	104.4

## 歳 入



## 平成16年度～平成20年度 一般会計当初予算の推移

(単位:百万円)

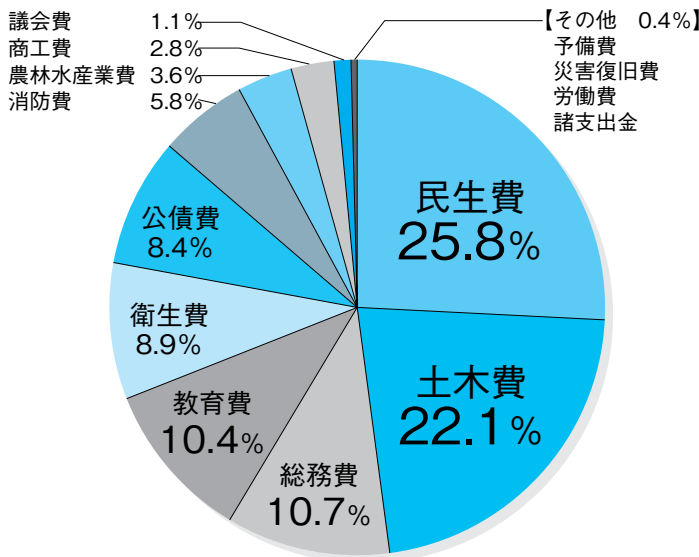


# 一般会計歳出款別集計表

(単位:千円)

款	本年度		前年度		比較増減	対前年比(%)
	予算額	構成比(%)	予算額	構成比(%)		
1 議会費	124,380	1.1	124,217	1.1	163	100.1
2 総務費	1,211,322	10.7	1,207,090	11.2	4,232	100.4
3 民生費	2,908,964	25.8	2,680,426	24.8	228,538	108.5
4 衛生費	1,008,910	8.9	1,031,905	9.5	△ 22,995	97.8
5 労働費	7,635	0.1	16,927	0.2	△ 9,292	45.1
6 農林水産業費	403,886	3.6	547,784	5.1	△ 143,898	73.7
7 商工費	318,585	2.8	302,580	2.8	16,005	105.3
8 土木費	2,492,869	22.1	2,230,419	20.7	262,450	111.8
9 消防費	654,160	5.8	587,752	5.4	66,408	111.3
10 教育費	1,174,931	10.4	1,140,359	10.6	34,572	103.0
11 災害復旧費	11,502	0.1	11,502	0.1	0	100.0
12 公債費	942,853	8.4	899,036	8.3	43,817	104.9
13 諸支出金	3	0.0	3	0.0	0	100.0
14 予備費	20,000	0.2	20,000	0.2	0	100.0
合計	11,280,000	100.0	10,800,000	100.0	480,000	104.4

## 歳出



## 一世帯・一人あたりに使われる町の予算(一般会計)

◎一人あたり 284,124円  
◎一世帯当たり 804,565円

●平成20年2月末現在  
人口 39,701人  
世帯数 14,020世帯



## 特別会計

会計名	予算額	対前年比(%)
国民健康保険特別会計	40億9,437万円	95.3
公共下水道事業特別会計	20億3,478万円	110.5
奨学資金特別会計	161万3千円	100.0
老人保健事業特別会計	2億8,087万3千円	10.2
介護保険事業特別会計	17億607万5千円	101.5
農業集落排水事業特別会計	7億8,790万9千円	167.5
後期高齢者医療特別会計	2億9,799万4千円	皆増

## 企業会計

水道事業会計	予算額	対前年比(%)
収益的収入	5億7,901万3千円	100.4
収益的支出	4億7,635万6千円	96.5
資本的収入	2億6,532万円	170.1
資本的支出	5億4,917万円	127.8

\*資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金取り崩し額、建設改良積立金取り崩し額及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたします。

# 平成20年度 主要な施策の概要

◎放課後児童健全育成事業 15,253千円  
・既存5児童クラブに加え、睦小児童クラブを開設する。

◎ファミリー・サポート・センター事業 557千円  
・子育て機能の強化と、仕事と育児の両立を援助し合う活動を支援する。

●高齢者の健康・自立・生きがいづくりを応援する

◎高齢者保健福祉計画策定事業 2,730千円  
・高齢者の心身の健康保持、生活の安定のための計画を策定する。

◎シルバー人材センター育成事業 9,740千円

◎ときめき未来倶楽部事業 1,750千円  
・食のコミュニケーション教室、運動機能向上教室の開催。

●障がいのある人もない人も、共に暮らし共に参加する社会を実現する

◎授産施設むつみの森運営事業 53,270千円

◎こども発達支援センタードリームキッズ運営事業 15,161千円

### ③調和のとれた元気なまちを創造する

●魅力的な市街地を整備・促進する

◎安塚駅西広場整備事業 75,002千円



安塚駅西広場完成予想図

●総合的な交通体系を確立する

◎壬生インター北通り整備事業 143,510千円  
・壬生IC～獨協医科大学病院間の整備。

◎No.2-307号線の整備事業 25,000千円  
・一級町道10号線～下水道北部処理場間の整備。

◎No.3-550号線の整備事業 163,000千円  
・蘭学通り～役場間の整備。

◎六美地区雨水排水対策事業 236,000千円

### ①健全な地方自治を確立する

●住民主体と連携のまちづくりを推進する

◎活力ある地域づくり支援事業 10,350千円  
・住民が主体的に行う自治会活動を支援する。

●行政経営基盤を向上する

◎職員研修事務費 3,767千円  
・地方分権時代に対応できる人材育成の推進のため、通信教育講座等に助成を行う。

◎徴収嘱託員設置事業 5,541千円  
・徴収率向上を目的に、徴収嘱託員3名を継続して配置する。

◎収税消込事務費 7,332千円  
・納税者の利便性の向上を目的に、コンビニ収納を実施する。

### ②いのちが輝く元気な地域社会を創る

●総合的な健康づくりを推進する

◎母子健診事業 21,942千円  
・安心して出産に臨めるよう妊婦一般健診の公費負担を拡大する（1人当たり7回）。



●共に助け共に支え合う地域社会を育てる

◎社会福祉協議会育成事業 28,365千円

●未来に向けて、子ども・夢がすくすくと育つ環境を築く



◎文化財保護管理事業 5,317千円  
・吾妻古墳周辺の整備計画を策定する。

●自ら学びたくましく生きる力を育む学校教育を推進する

◎小・中学校学力向上支援事業 58,588千円  
・学力向上支援員を配置する（フルタイムティーチャー、教員助手等28名）。

◎小・中学校施設改修等工事 104,847千円  
・壬生東小学校北校舎棟耐震補強工事をはじめ、学校施設改修等工事を実施する。

◎中学校管理事務費 45,601千円  
・給食調理の委託化により学校給食の充実を図る。

◎すこやか子育て支援事業 10,564千円  
・幼稚園就園児の第3子以降保育料無料化の継続。

●国際理解を促進し、交流活動を推進する

◎中学生国際交流推進事業 10,283千円  
・第11回中学生海外派遣を実施する（28名）。

## ⑥活気に満ちた豊かで元気なまちを創る

●商業・サービス業を振興する

◎商工業振興補助事業 23,240千円  
・商工会運営補助及び商品券発行事業、まちづくり支援事業等各種事業の補助を継続する。

◎中小企業融資制度事業 151,737千円

●工業を振興する

◎産業振興奨励事業 13,680千円  
・企業立地に係る固定資産税相当額等の助成を実施する。

●農林業を振興する

◎都市と農村の交流促進事業 2,200千円  
・地域で開催する花まつり等に助成する。

●観光を振興する

◎観光振興団体助成事業 13,000千円  
・しのめ花まつり、ふるさとまつり等に助成する。

●広域交流を推進する

◎地域交流拠点整備事業 775,504千円  
・北関東壬生PAと一体となった地域交流拠点の整備。

◎農地・水・環境保全向上対策事業 2,208千円  
・農地、農業用水路等の維持管理、保全向上対策を実施する。

## ④安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する

●災害への対策を強化する

◎消防防災拠点施設整備事業 80,158千円  
・防災研修施設、消防団施設などの防災拠点施設の整備。

◎防災計画作成事業 1,800千円  
・ハザードマップ等を作成する。

◎都市計画総務事務費 3,971千円  
・建築物の耐震診断、改修の促進を図り耐震化率を向上させる。

●安全・安心なまちを構築する

◎防犯灯維持管理事業 11,200千円  
◎防犯灯新設事業 1,700千円  
・自治会管理防犯灯新設に助成する。

●資源循環型社会を構築する

◎中間処理施設整備事業 212,406千円  
・旧清掃センターの解体を実施する。

## ⑤個性が輝き文化が薫る、学びの社会を実現する

●歴史・伝統を学び、新たな文化を創造する

◎歴史民俗資料館企画展等開催事業 4,897千円  
・「作家 北原武夫と宇野千代の世界」を開催。



北原武夫画「宇野千代像」

# 『町の主な事業の今後の方針』について お知らせいたします (壬生町事務事業改善マネジメントの報告)

本町では、平成18年度から、日常的に事務事業の改善・改革を図りながら“創意”と“工夫”に満ちたまちづくりを進めるため、「壬生町事務事業改善マネジメント」をスタートしました。

「事務事業改善マネジメント」とは、実施した事業内容の見直しを行い、その結果を次の事業計画に反映させ、より効果の高い事業を実施していくものです。

そこで、今回、平成19年度に実施した『事務事業評価』の結果に基づく『各事業の平成20年度以降の方向性』について、みなさまの生活に身近な事業を中心に、まちづくりの6つの大きな柱ごとにご紹介いたします。

※表の見方(記入内容)

番号・事務事業名・(※)事業の位置づけ・担当課局・係名を記載しました。 ※「事業の位置付け」 (実)：H17～18年度の実施計画事業 (主)：H18～22年度の総合振興計画主要事業	平成20年度以降の事業の方向性を記載しました。	これまでの評価及び今後の取り組みを記載しました。
---	-------------------------	--------------------------

## 第1章：健全な地方自治を確立する(行財政分野)

住民主体の健全な町政運営を維持・推進するため、住民と行政が協力し合い、地域で抱える課題を自ら解決していく体制・仕組みを整えながら、連帯と活力躍進するまちづくりを目指します。

そのため、まちづくりに関する情報提供に努め、コミュニティの充実や住民参加・参画機会の拡充を図りながら、住民の活力と創意が生きる協働のまちづくりを進めます。



### 第1節：住民主体と連携のまちづくりを推進する

- 1 コミュニティ活動支援事業  
(実・主)  
【担当：町民生活課町民生活係】

現状維持

睦・安塚地区両コミュニティ推進協議会とも活発に活動し、講座数や利用者数の増加からも一定の成果が得られていると考えられることから、今後も、コミュニティのモデル地区としての位置付けなどにも考慮し、継続して実施して参ります。しかし、一方で、センターの維持費や老朽化による改修費等の財政負担増も見込まれるため、「施設のあり方」についても、今後併せて検討して参ります。

### 第3節：行政経営基盤を向上する

- 2 徴収嘱託員設置事業  
(実・主)  
【担当：税務課収税係】

現状維持

徴収嘱託員が徴収業務を専門に行うことにより、職員の徴収業務が軽減され、その分を滞納整理業務に費やすことができました。平成19年度からは、嘱託員数を2名から3名に増員するなど、国から地方への税源移譲に対応するための徴収体制を強化するなど、今後も、費用対効果を高めながら継続して取り組んで参ります。

## 第2章：いのちが輝く元気な地域社会を創る 保健福祉分野

住民一人ひとりが、住みなれた地域社会の中で、いつでも安心して自立した生活を営むことができるよう、保健・福祉・医療に係る施策間の連携の取れた総合的なサービス体制の強化と、充実した住民サービスの提供を推進していきます。

そのために、地域・家庭及び行政がそれぞれの適正な役割と責任を担いながら、主体となって保健福祉活動に取り組む等、地域社会全体で協力し合い、支え合いながら、温かく元気な地域社会の実現を目指します。



### 第1節：総合的な健康づくりを推進する

- 3 健康ふくしまつり開催事業  
(実・主)  
【担当：健康福祉課健康増進係】

現状維持

住民の健康・福祉に対する意識向上を図る事業として定着してきており、今後も継続して取り組んで参ります。但し、内容については、時代のニーズに合ったテーマで、実際に体験できて、楽しめる内容にしていくことが必要であることから、随時、見直しを実施していきます。なお、平成19年度は獨協医科大学病院等との新たな連携により、来場者からもたいへん好評を得ることができ、十分な成果をあげることができたと考えております。



### 第3節：未来に向けて、子ども・夢がすくすくと育つ環境を築く

<p><b>4 放課後児童健全育成事業</b> (実・主) 【担当：健康福祉課児童福祉係】</p>	<p>現状維持</p>	<p>現在、放課後児童クラブは5か所で実施しております。必要性の高い学校区においては整備が完了しましたが、一部において利用者の増加に対応しきれない状況もあることから、今後は、質的な向上を図るとともに、実施箇所の増加についても検討して参ります。</p>
<p><b>5 母子保健事業</b> (実・主) 【担当：健康福祉課健康増進係】</p>	<p>現状維持</p>	<p>出産・育児に対する不安を解消し、安心して子育てができる環境を整備するため、母親学級、赤ちゃん学級等各種教室の実施や、母子保健推進員による訪問指導などを充実させると共に、保健師・栄養士・助産師等の専門スタッフとの連携を充実させて参ります。</p>

### 第4節：高齢者の健康・自立・生きがいづくりを応援する

<p><b>6 高齢者の介護予防 生きがい活動事業</b> (実) 【担当：健康福祉課高齢福祉係】</p>	<p>拡充</p>	<p>本事業は、高齢者が要介護状態にならないための介護予防事業を提供するものであり、“趣味活動への参加が増加することで、利用者の顔も年々明るくなってきている”との報告も受けているため、開催場所の増加などについても検討しながら、今後も継続して実施して参ります。</p>
---	-----------	---

### 第5節：障がいのある人もない人も、共に暮らし共に参加する社会を実現する

<p><b>7 「むつみの森」運営事業</b> (実・主) 【担当：健康福祉課社会福祉係】</p>	<p>現状維持</p>	<p>本事業は、知的障がい者授産施設「むつみの森」の運営事業であり、障がい者が一般企業へ就労するために施設に通所し作業訓練等を受けることは、町としての経費削減や、本人及び家族の生活安定などメリットが大きいことから、今後も継続して実施して参ります。なお、現在の定員は30名となっていますが、毎年、通所希望者が増加していることから、定員の見直しについても検討して参ります。</p>
---	-------------	--

### 第6節：健全な社会保障制度を充実する

<p><b>8 疾病予防事業</b> (実・主) 【担当：保険環境課国保医療係】</p>	<p>縮小</p>	<p>疾病の早期発見・早期治療という観点からすると、継続実施が望まれるが、平成20年度から実施予定の内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健診・保健指導が義務づけられたことにより、医療費の抑制化・費用対効果の面等から重点を特定健診・保健指導の方にシフトする方向で検討するため、本事業は事業量等を縮小して参ります。</p>
--	-----------	--

## 第3章：調和のとれた元気なまちを創造する(基盤整備分野)

これまでに積み重ねられてきた地域特有の歴史、文化、伝統等を生かしながら、豊かな自然と調和した、住みやすく、さまざまな活動が営まれる都市空間を形成していくことが求められています。

そのため、住民の主体的な参画・協力のもとに、さまざまな住民生活や産業活動等が効果的に展開されるよう、低未利用地の解消を図ると共に、合理的な土地利用を誘導しながら、時代を切り拓いていく元気なまちづくりを推進します。



### 第1節：調和のとれた機能的な土地利用を推進する

<p><b>9 地籍調査事業</b> (実・主) 【担当：農務課地籍調査係】</p>	<p>拡充</p>	<p>国土調査法に基づく本事業は、的確な土地施策の推進、有効利用の促進、個人の権利保全及び課税の適正化につながることから、今後も継続して取り組んで参ります。なお、総体の実施面積の拡大・縮小を図る余地は少ないですが、1年間に調査する面積は拡大するほど単位面積当たりの事業費は低減することから、漸次、年間当たりの調査実施面積の拡大を図って参ります。</p>
--	-----------	--

### 第2節：魅力的な市街地を整備・促進する

<p><b>10 安塚駅西広場整備事業</b> (実・主) 【担当：都市計画課都市整備係】</p>	<p>現状維持</p>	<p>安塚駅前の良好な環境整備及びそれに伴う地域活性化を図るべく、県事業である安塚駅西線と一体的な整備を図って参ります。なお、整備にあたっては、事業費の縮減を図るとともに維持管理費にも配慮した施設整備を図って参ります。</p>
---	-------------	---

### 第3節：総合的な交通体系を確立する

**11 地方道路交付金事業**  
(実・主)  
【担当：建設課土木係】

現状  
維持

本事業は、壬生インターチェンジと獨協医科大学病院を結ぶ路線の整備であり、近隣中学校や小学校の通学路となると共に、緊急車輛の通行に高い利便性を発揮することから、今後も、早期完成に向け継続して取り組んで参ります。

## 第4章：安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する（生活環境分野）

豊かな自然環境の保全や、廃棄物の減量化・資源化を進め、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくと共に、憩いや余暇活動の拠点となる新たな自然空間の創出を図りながら、人と自然が触れ合う快適な地域社会の維持・向上を推進していきます。

また、防犯・防災体制の充実や、上下水道等の社会基盤の整備・向上を図りながら、災害に強い安心して快適に暮らせるまちを目指します。



### 第3節：交通安全対策を充実する

**12 交通安全施設整備事業**  
(実・主)  
【担当：総務課消防交通係】

現状  
維持

交通量が年々増加する中、事故のない安全なまちづくりを実現するため、横断歩道の設置や道路反射鏡の設置・修繕等の実施は必要不可欠なものであることから、今後とも、継続して取り組んで参ります。なお、道路反射鏡等の設置箇所選定・決定については、交通安全協会や自治会の積極的な参加を促して参ります。

### 第5節：豊かな花と緑に囲まれた快適な暮らしを実現する

**13 小中規模公園整備事業**  
(実・主)  
【担当：都市計画課公園緑地係】

拡充

現在、町内には住民に身近な公園として54箇所の小中規模公園がありますが、これらは、民開開築に伴い設置されたものであり20～30年が経過しております。そのため、施設の老朽化も著しいことから、地域住民に安心安全な憩いの場を提供するためにも、老朽施設の計画的な改修を実施して参ります。

### 第6節：資源循環型社会を構築する

**14 ごみ減量化促進対策事業**  
(実・主)  
【担当：保険環境課清掃センター】

現状  
維持

報償制度による意識の高揚は望ましい方向ではありませんが、各回収団体が資源ごみ回収を促進するための目的となっている現状を考察すると、当分の間は継続する必要があると考えられます。  
また、家庭用ごみ処理器設置の補助は、各家庭から排出されるごみの減量化、堆肥化等を図るうえで必要なため、当面は継続して実施して参ります。

### 第9節：適切に排水を処理する

**15 公共下水道北部第2雨水幹線整備事業**  
(実・主)  
【担当：下水道課工務係】

現状  
維持

本事業は、安塚駅西地区の雨水排水不良区域の解消を図り、良好な都市環境を形成するために実施するものであり、今後も、県の安塚駅西線改良事業や町の安塚駅西広場整備事業と連携を図りながら、継続して取り組んで参ります。

また、事業認可はとっておりますが、まだ未着工の地区が多く有ることから、現状規模での実施を継続して参ります。

### 第10節：健全な住生活を支援する

**16 町営住宅改善事業**  
(実・主)  
【担当：建設課管理係】

現状  
維持

今後は、修繕の年次計画を策定し、効率の良い計画的な改善事業を実施して参ります。

また、併せて町営住宅の将来像についても策定し、ひばり団地解体後の空き地利用計画についても検討して参ります。

## 第5章：個性が輝き文化が薫る、学びの社会を実現する（教育文化分野）

活力ある地域社会の創造に向け、住民がそれぞれの生涯を通じて、学習や文化、芸術、スポーツ等さまざまな分野で、自らの個性を伸ばしながら、能力を発揮できる環境づくりを進めると共に、個性と創造性が豊かな人づくりを推進していきます。

また、家庭や地域、学校が連携し、健やかな心と体を持った子どもが育つ環境を整えると共に、豊かな人間性を備えた青少年の育成を目指します。



## 第1節：潤いに満ちた生涯学習を振興する

17 図書等購入事業  
(実・主)  
【担当：生涯学習課図書係】

拡充

平成18年度は、前年度より資料購入点数の減少に伴い館外貸出し点数も減少しております。常に、町民のニーズに応えるべく資料等を充実させることが本事業の目的であることから、今後は資料購入等の充実を図り、誰もが満足できる町民サービスを推進していきます。

## 第3節：自ら学びたくましく生きる力を育む学校教育を推進する

18 学校施設改修事業  
(実・主)  
【担当：学校教育学校教育係】

拡充

全校において老朽化に伴う劣化が進み、毎年修繕が必要となっている状況下、今後さらに、その事業量は増加が見込まれます。また、併せて耐震診断基準の変更に伴う躯体本体の修繕が加わりその責務は大きくなってまいります。教育環境の整備、災害時避難場所としての役割を考慮すると、安心安全な施設管理を維持しなければならないことから、今後も、継続して取り組んで参ります。

## 第4節：すべての住民が競い、触れあい、スポーツを楽しむ環境を創る

19 ふれあいプール改修等工事  
(実・主)  
【担当：スポーツ振興課施設係】

現状維持

町唯一の公共遊泳施設であり、県内でもトップクラス規模の遊泳施設として、毎年、町内外から多くの方に利用されております。今後も、現状規模の施設機能・管理運営体制を確保すると共に、オフシーズンを含めた利用者増加・施設提供につながる活用方法を検討して参ります。

## 第5節：青少年が健やかに育つ社会を実現する

20 家庭教育推進事業  
(主)  
【担当：生涯学習課社会教育係】

拡充

「子どもとの関わり方」や「食育」に関する問題など、家庭教育の充実はますます重要になっております。また、家庭教育により、子どもや子どもを取り巻く人々の心身の健康を維持・増進させることは、将来にわたって様々な影響を及ぼすものであることから、費用対効果の高い事業として、今後も各種講座や学習機会の充実を図って参ります。

## 第6章：活気に満ちた豊かで元気なまちを創る（産業振興分野）

まちの元気や、人々の豊かな暮らしを支える産業の振興を図っていくため、民間と行政が協力しながら、厳しい社会経済環境の変化に柔軟に対応できる産業基盤の形成を推進します。

そのため、地域に根ざした既存の産業の活性化や、新たな企業を誘致・支援していくと共に、活力ある農業の振興や、本町の魅力を生かした観光の振興を図りながら、それぞれが活気に満ちた元気なまちを目指します。



## 第2節：工業を振興する

21 産業振興奨励事業  
(実・主)  
【担当：商工観光課工業係】

拡充

町全体の発展のためには産業の振興は不可欠であることから、既存産業の規模拡大及び近代化を奨励支援し活性化させると共に、新規優良企業の誘致を促進しなければなりません。新規企業の誘致にあたっては、他市町との均衡を図りながら、現在の助成制度の見直しを、随時、実施して参ります。

## 第3節：農林業を振興する

22 都市と農村の交流促進事業  
(実・主)  
【担当：農務課農業振興係】

現状維持

農村・農業の有する豊かな地域資源「緑・食・人」を最大限に活用した地域住民の主体的な活動により、都市住民との多様な交流を図ることができ、農業・農村への関心や理解の促進につながりました。また、本事業は県交付金（「わがまち自慢」推進事業）を活用し実施しており、今後もそれらを活用しながら継続して実施して参ります。

## 第5節：広域交流を推進する

23 地域交流拠点整備事業  
(実・主)  
【担当：都市計画課公園緑地係】

拡充

町の主要事業の一つである本事業は、地域交流活動及び情報発信拠点の整備であり、地域活性化および町全体の活性化につながるものとして大いに期待されるものであります。昨年度は、計画内容の見直しを行い、「まちづくり交付金事業」への変更等も実施しました。今後は、先行している壬生PAとさらなる連携を図ると共に、土地購入、物件補償、設計及び工事費用等が必要となることから事業量を拡大し取り組んで参ります。



# 利用していますか？

## 医療費助成制度



こども

妊産婦

障がい者

ひとり親家庭

### 受給資格登録申請関係

種類	対象者	医療受給資格者証の交付申請に必要なもの	手続きする所	対象から除かれる方
こども	9歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもを扶養している方	健康保険証	健康福祉課出張所	児童福祉施設又は知的障害者援護施設に入所中で他市町村の国民健康保険に該当している方
妊産婦	母子手帳を受けた月から出産した月の翌月末までの妊産婦	健康保険証 母子手帳	町民生活課出張所 保健福祉センター	
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1～2級の方</li> <li>療育手帳A1・A2の方</li> <li>知的障がいB1程度で、身体障害者手帳が3～4級と重複している方</li> </ul>	<b>◆身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証</li> <li>身体障害者手帳又は療育手帳</li> </ul>	健康福祉課	65歳以上で、後期高齢者医療制度に加入していない方 特別養護老人ホーム等の施設に入所中で他市町村の住所を有し後期高齢者医療制度に該当している方
ひとり親家庭	<p><b>ア</b> 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童がいるひとり親家庭</p> <p><b>イ</b> 両親のどちらか一方が身体障害者1級～2級の世帯の他方の親と児童</p> <p><b>ウ</b> 父母のいない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している配偶者のない方とその児童 配偶者がいる場合はその児童のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証</li> <li>児童扶養手当証書、母子年金証書又は遺族年金証書のいずれか</li> <li>公的年金や児童扶養手当を受けていない方は、戸籍の全部事項証明（戸籍謄本または個人事項証明書（戸籍抄本と世帯全員の住民票</li> <li>左のイに該当する方は医師の診断書</li> <li>後期高齢者医療制度に加入している方は保険証</li> <li>転入者の場合は、前住所地の所得証明</li> <li>※民生委員の証明が必要な場合があります</li> </ul>	健康福祉課	所得が制限額以上の方・児童福祉施設又は知的障害者援護施設に入所中で他市町村の国民健康保険に該当している方

## 受給資格登録の申請手続き

町では、こども・妊産婦、身体の不自由な方やひとり親家庭の児童・親を対象に、医療機関にかかった時の医療費（保険診療分から付加給付などを除いた額）を助成しています。この助成を受けるには受給資格者証の交付を受け医療費の助成申

請をしていただくこととなります。左の表をご参考に、この制度をよくご理解いただき、該当されている方でまだ医療受給者証の交付を受けていない方は、すぐに手続きをしてください。

# 医療費助成の受け方

医療機関で治療を受けたときに医療費の助成を受ける手続き

## ● 申請方法

助成申請書に必要事項を記載・押印し、医療機関で発行された保険点数が記された領収書(申請書に保険診療証明をうけたものでも可)を添付し、健康福祉課又は出張所へ提出してください。

## ● 申請期間

医療機関で診療を受けた月から1年以内。

## ● 助成額

医療機関で支払った一部負担金の額。  
(高額療養費、附加給付等がある場合はその額を差し引いた額)

但し、薬局を除く医療機関ごとに(複数の診療科を持つ医療機関においては診療科ごと)1レセプト当たり月額500円の自己負担。

なお、こども医療費助成制度のみ、入院時食事療養費の自己負担分を助成。

## ● 特例の対象

重度心身障がい者の方の内、住民税世帯非課税者等(助成対象者本人及び同じ保険に加入している方全員が住民税非課税者である助成対象者の方)については、申請日より自己負担無しの取り扱いとなります。(申請月の翌月より)

## ● その他

支給資格がなくなった場合は、速やかに医療費受給資格者証を健康福祉課又は出張所にお返しください。

なお、「医療費受給資格者証」の裏面の注意事項をよくお読みください。

## ● 問合せ先

町民生部健康福祉課児童福祉係  
社会福祉係  
☎ 81-1831

# 毎週月曜日

## 窓口業務時間を

## 午後7時まで延長しています！



町民生活課では、祝日等を除く毎週月曜日の窓口業務取扱時間を、午後7時まで延長していますので、ぜひご利用ください。

### 場所

壬生町役場(本庁のみ)町民生活課

● 出入口は正面自動ドアのみとなります。

### 取扱業務

● 住民異動届受付(転入、転居、転出)

● 国民健康保険・国民年金の加入・喪失等)

● 住民票の写し等の交付

● 戸籍謄抄本等の交付

● 税証明等の交付

● 印鑑登録及び印鑑登録証明書の交付 など

※住民異動届及び税証明については、内容により一部取扱ができないものがありますので、事前にご確認ください。

※町民生活課及び各出張所では、窓口での届出や証明書の交付請求等すべての手続きの際にご本人の確認をさせていただいておりますので、運転免許証等の身分証明書の提示にご協力をお願いいたします。



時間延長!!



問合せ先 町民生部町民生活課 ☎ 81-1824

# 事業主の皆さまへ

## 「障がい者雇用奨励補助金」を活用下さい

町では、障がいのある方を雇用する事業主に対して、賃金等の一部を助成することにより、障がいのある方の雇用の促進・社会参加の推進を図っています。

### 対象となる事業主

町内に事業所を有する事業主で次のいずれにも該当する事業主。

- 雇用保険の適用事業主。
- 町税の滞納がないこと。

ただし、障がい者雇用に関する国の助成金※の支給を受けている事業主は除きます。

※ ここでいう国の助成金とは

- 「特定求職者雇用開発助成金」
- 「職場適応助成金」 　　です。

### 対象となる障がい者

次のいずれにも該当する方。

- 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。
- 雇用保険の一般被保険者となっている方。
- 平成18年4月1日以降に就職し、1年以上対象事業主に雇用されている方。

ただし、適用を受ける日から1年以上町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有する方。

### 奨励補助金の額・使途

- 雇用した障がい者1人につき、月額5,000円
- 障がい者の賃金、諸手当等又は雇用を継続するための費用に充ててください。





# 国民年金制度について



## ●年金額は、平成19年度と同額です●

国民年金制度は、社会全体で私たちの暮らしを支える社会保障制度です。物価の上昇など経済情勢が変化しても、それに対応した年金が一生受け取れます。また、国民年金は老後の保障だけでなく、万が一のために、障害基礎年金・遺族基礎年金があります。障害基礎年金・遺族基礎年金とも、保険料を納付していないと、万が一の保障を受けられない場合があります。なお、保険料納付の困難な方は、免除制度もありますのでご相談下さい。

## 以下の年金額は、平成20年度の額です。

### 老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間が20歳から60歳まで40年間納付した場合、65歳になってから受けられる年金額です。受給資格期間は、最低25年が必要です。 ■受給額 40年間保険料納付)……………792,100円

### 障害基礎年金

国民年金の加入中（又は老齢基礎年金を受けていない60歳以上65歳未満で国内在住中）や20歳前の病気やケガで一定の障がい状態になってしまった場合に、生活を保障するために障害基礎年金が支給されます。生計を維持されている子がいる場合には、子の数に応じて加算があります。

■受給額／1級の障がい……………990,100円  
2級の障がい……………792,100円

### 遺族基礎年金

国民年金の加入中の方や老齢基礎年金の受給資格を満たした方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた子のある妻または子が受ける年金です。子がいることが必要で、子の数に応じた額の遺族基礎年金が受給できます。

■受給額／妻と子1人の場合……………1,020,000円  
子（1人みみの場合……………792,100円

◎子とは、18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障がいの状態が1級・2級の子

### 寡婦年金

第1号被保険者として、保険料を納めた期間と免除期間の合計が25年以上ある夫が死亡した場合、夫の死亡当時、夫に生計を維持され、かつ、婚姻関係が10年以上継続していた妻に60歳から65歳までの間支給されます。

※死亡した夫が老齢または障害基礎年金の支給を受けていた場合は支給されません。

■受給額……………夫が受け取れるはずであった老齢基礎年金の3/4

### 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた期間が3年以上あり、かつ、老齢・障害基礎年金を受けずに死亡した場合、遺族基礎年金を受けられない遺族に支給されます。

※寡婦年金を支給できる場合は、どちらか一方の選択となります。

■受給額	保険料納付済期間	金額	保険料納付済期間	金額
	3年以上15年未満	120,000円	25年以上30年未満	220,000円
	15年以上20年未満	145,000円	30年以上35年未満	270,000円
	20年以上25年未満	170,000円	35年以上	320,000円

※半額免除期間の月数は、保険料納付月数の1/2で、4分の1免除は、保険料納付月数の3/4で、4分の3免除は、保険料納付月数の1/4で計算されます。  
※付加保険料納付済期間が3年以上ある場合は、8,500円が加算されます。

●年金を受けている方が亡くなったとき……遺族の方が、未支給請求書・死亡届・遺族厚生年金請求書等の提出を、栃木社会保険事務所年金給付課にすることになります。  
※障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみを受給されていた方は、役場保険環境課へ提出となりますので、詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

◎問合せ先

●栃木社会保険事務所 年金給付課 ☎22-4134 ●町民生部保険環境課国民年金係 ☎81-1827



# 教育文化功労者並びにスポーツ・文化活動優秀児童・生徒を表彰



2月29日、壬生中央公民館において、壬生町教育文化功労者表彰が行われ、町の教育文化発展のため、特に功労のあった方や、スポーツ・文化面で優秀な成績を修めた児童・生徒を表彰し、栄誉を讃えました。

式典では、池節子教育委員長から、教育振興に功労のあった方に表彰状並びに感謝状が贈られました。続いて、清水英世町長から、平成19年度にスポーツや文化面で活躍をした小中学校の児童・生徒に表彰状が贈られました。

表彰状の授与後、受賞者を代表し、教育功労者から大橋孝さんが、児童生徒を代表して、南犬飼中学校の別井茉莉さんが謝辞を述べました。

## 受賞者

(敬称略)

● 教育振興に功労顕著であった個人

山川 一男  
鈴木與喜雄

● 本町20年以上勤続教育関係職員

黒尾 俊夫  
桑川 健司  
栗林 清子

栗原喜美子  
大栗由美子

渡辺 俊雄

● 本町を最後に退職された教職員

大橋 孝(壬生小学校)

人見ケエ子(壬生小学校)

落合 悦子(壬生中学校)



表彰を受けた小学校の児童



表彰を受けたみなさん



表彰を受けた中学校の生徒

# 春の行政相談週間

5月19日～25日  
特設行政相談日 5月22日

ご存じですか

行政相談委員

国の仕事のことなどで困ったときは、ご相談ください

行政に対する苦情などを  
お聞きします

総務省では、全国に行政相談のための窓口を設置し、皆さんからの行政に対する苦情や意見・要望を受け付け、公正で中立な立場から必要なあつせんを行うなどしてその解決を促進するとともに、行政運営の改善などを図っています。行政相談週間は、毎年5月と10月の2回行われており、今年の「春の行政相談週間」は、5月19日～25日まで実施されます。

## ■特設行政相談

日時 5月22日(木)  
午後1時30分～4時  
場所 保健福祉センター

## ■行政相談の内容は？

役所の仕事(国の仕事、JR、NITなど特殊法人の仕事、県、町の仕事で国から任されている・補助を受けて行っている仕事)や手続き、サービスなどについて  
○苦情がある、困っていることがある

○こうしてほしい  
○苦情を申し出たが、説明や措置などに納得がいけない

○苦情や困っていることなどについて、どこに相談してよいかわからない

○手続・サービスなどの関係で制度や仕組みがわからない

等のことがありましたら、ご相談ください。

行政相談委員は、月1回定期的に相談をお受けするほか、自宅でも相談に応じておりますので、どうぞお気軽にお申し出下さい。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

## ■我が町の行政相談委員

●大森 忠  
☎82-20033

●渡邊 容子  
☎82-0259

※心配ごと相談に関しましては、町社会福祉協議会  
(☎82-7899)  
へお願いいたします。

地価公示価格は

土地取引の基準です

平成20年の地価公示価格が、国から公表されました。

この価格は、地価公示法に基づいて「正常な土地の価格」を公示するもので、平成20年1月1日現在で調査したものが3月25日に公表されました。

本町では次の13か所が標準地として公表されていますが、詳細について閲覧を希望される方は、町総務部企画財政課までお越しください。なお、公示価格は1㎡あたりの価格です。

## 住宅地

▼中央町327番3

「中央町2-15」

48,200円

▼大師町829番3外

「大師町15-32」

44,200円

▼いずみ町619番45

「いずみ町8-19」

51,400円

▼幸町2丁目3402番51

「幸町2-20-10」

53,100円

## 商業地

▼緑町2丁目1058番126

「緑町2-15-18」

67,500円

## 調整区域内宅地

▼大字壬生甲字車塚3440番1外

16,700円

▼大字上稲葉字上町244番

17,700円

▼大字安塚字西原2389番11外

15,800円

▼大字安塚字西南原875番16

45,200円

▼駅東町511番3

「駅東町24-5」

46,600円

▼本丸2丁目1564番4

「本丸2-13-15」

41,600円

▼落合2丁目9番4

「落合2-9-5」

48,600円

▼大字壬生丁字六美217番60

50,100円





## 藤井小子ども教室「伝統文化から学ぶ礼法教室」

2月22日、29日、3月7日の3回にわたり藤井小学校で放課後の時間を使って礼法教室が行われました。

講師に「伝統文化子ども教室」の滝元美代子先生と早川愛子先生を招いてのこの教室は、日本古来の文化に触れ、普段とちがった意識で礼儀作法を学ぶことを目的として実施されました。

最終日の7日は、煎茶とお菓子のいただき方について行われ、児童17名と保護者4名が参加し、懐紙と黒文字を使ってのお菓子のいただき方から、煎茶の入れ方、いただき方までの一連の動作についての礼法を学び、教室の最後には滝元先生から3月に学校を卒業する6年生の児童たちに手づくりの楊枝さしがプレゼントされました。

今回の内容には、挨拶とおじぎの仕方や賞状のいただき方なども含まれており、卒業式を間近にひかえた児童たちはとても真剣に取り組んでいました。



おじぎの仕方など、礼儀作法を学びました

## 「子ども110番の家」にお礼と感謝の言葉を届ける 藤井小学校



3月17日、藤井小学校の児童たちが、放課後、一斉下校をしながら「子ども110番の家」を訪れました。

これは、1年間通学路の安全確保に協力していただいた「子ども110番の家」に感謝の気持ちを届けるために行われたものです。

児童たちは班ごとに分かれ、上級生と下級生が手をつなぎながら「子ども110番の家」を訪問し、お礼の手紙と花の種、そして「1年間ありがとうございました」と元気に感謝の気持ちを伝えると、協力者の方は笑顔で応えていました。

## 増田めぐみさん

### 青年海外協力隊員として、ザンビアに派遣

このたび、青年海外協力隊の平成19年度4次隊として、本町から増田めぐみさんが隊員として派遣されることが決まり、3月21日、派遣のあいさつに町長室を訪れました。

増田さんは、理数科教師として、平成20年4月から平成22年3月までの2年間ザンビアで活動することになっています。



## 地産地消推進料理講習会開催



かんぴょうを中心に地元の野菜を使って料理

3月5日、壬生中央公民館の調理実習室において、16名の方が参加し、「地産地消推進料理講習会」が開催されました。

講師を壬生町農村生活研究グループ協議会（藤美会）の方が担当し、五目ちらし、玉子とじスープ、ヘルシーサラダ、きんぴらの4品を、かんぴょうを中心に、地元産の野菜を材料として作りました。

「かんぴょうは戻すのが面倒」などの意見が出ましたが、「実際に調理する時には、分量よりも多めに戻し、小分けにして冷凍保存が可能です。」との講師の説明を、みなさん真剣に聞いていました。

## 「下稲葉・水と緑を守る会」設立総会

3月19日、釜ヶ淵公民館において、農林水産省が進める「農地・水・環境保全向上対策事業」を下稲葉地区で取り組むべく「下稲葉・水と緑を守る会」設立総会が開催されました。

神永副町長の来賓あいさつのあと議事に入り、議長が選出され、経過報告、規約案、活動計画、下稲葉連合自治会長を会長とする役員案などを承認しました。

昨年の羽生田地区に次いで壬生町で2番目となるこの地区の計画は、大字下稲葉の農地（農免道路の西側93ha）で平成20年度から24年度までの5年間取り組む予定で、下稲葉地区の農業者、自治会、老人会、育成会など地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全活動に取り組みます。



## 白久正三さん食品技術功労章を受章



2月19日に栃木県庁で行われた、県食品技術功労者表彰式において、白久正三さん（上通町）が県知事表彰を受けられました。

白久さんは、大正12年から続くそば屋「都庵」の3代目で、昭和27年から50年余りそば屋として仕事を続けています。

今回の表彰は、多年にわたり食品技術の研さん及び後進の育成に尽力されたことが認められたものです。

## 新小学1年生へ愛の鈴を贈呈 壬生町交通安全母の会

3月7日、壬生町交通安全母の会（野口栄子会長）から、町教育委員会に「愛の鈴」の贈呈がありました。

「愛の鈴」は、毎年新小学1年生の交通安全を願い、母の会が作成しているもので、母の会の会員のみなさんから篠原教育長へ手渡され、町内各小学校へ配られました。



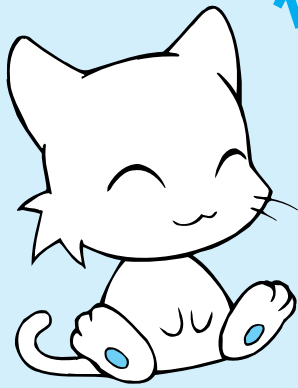
## 交通安全協会女性部から 新小学1年生へ鉛筆を贈呈

3月13日、壬生町交通安全協会女性部（梁島ケイ子部会長）から、町教育委員会に鉛筆の贈呈がありました。

鉛筆には「少し待て まもなくそれは 赤信号」という交通標語が添えられ、新小学1年生へ配られました。



# みんなの広場



わが家のアイドル



あまが いえいと  
天下谷栄斗ちゃん  
(H19.4.25生)  
(城内)



ゆな  
小林優菜ちゃん  
(H19.4.25生)  
(安塚中央)



三河杏奈ちゃん  
(H19.4.14生)  
(安塚南部)

今回は6月生まれのアイドルを募集します。(締切5月20日)。写真はお返しします。

応募者多数の場合は抽選になることもありますのでご了承ください。

写真裏に住所、氏名、保護者名、生年月日、電話番号を書いて、役場企画財政課(直接或は郵便で〒321-0292 壬生町通町12-22)または、稲葉・南犬飼各出張所、生涯学習館へ。



さら  
大嶋紗来ちゃん  
(H19.4.23生)  
(西部)



けいと  
松山圭翔ちゃん  
(H19.4.25生)  
(至宝町南)



いと き  
糸岐優太ちゃん  
(H17.4.16生)  
(至宝町北)

- 南犬飼カラオケ愛好会様② 1千700円
- 壬生はにわ会様⑫ 2万1千615円
- 荒川仙吉様① 5万9千250円
- 伊藤ヒサ様③ 9千208円
- 加藤国夫チャリティー歌謡ショー様④ 1万2千510円
- 富士見荘 おたっしやヨガ教室様③ 5千円
- 寺内澄夫様⑭ 1千444円

- 内 訳
- コスモスの会(押し花教室) 3千円
  - グラスアート 窓 5千円
  - 茶道教室 5千円
  - ガールスカウト 5千円
  - 壬生町消費者友の会 2千円
  - 壬生町立図書館 3千760円
  - ステンドグラス教室 1千700円
  - 七宝焼サークル 2千円
  - ふくべ一刀彫 3千円
  - 編物(女性会) 5千円
  - 抱き人形愛好会(赤毛のアン) 3千円
  - 委員名様⑯ 4万9千168円

## ◆社会福祉協議会へ

平成19年度公民館まつり実行委員会様⑯ 4万9千168円  
(○数字は寄付回数)

## 寄付

### 設置募金箱(10箇所)

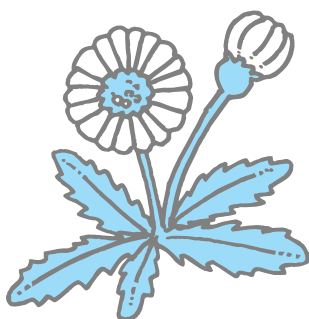
2万2千944円

### ◆町へ

3月6日、株式会社まるつね(戸崎泰秀社長)様から、まちづくりに役立てて欲しいと、1万円の寄付がありました。

3月6日、有限会社英耕(戸崎裕司社長)様から、まちづくりに役立てて欲しいと、5千円の寄付がありました。

3月13日、白久正三様から、まちづくりに役立てて欲しいと、5万円の寄付がありました。





# しなのめ花まつり会場の ゴミ拾いをしました

3月15日、町内のサッカーチーム壬生FCユナイテッド（柏崎一之代表）の子どもたちと保護者70名と、町のたばこ販売組合（松本光雄組合長）20名、町役場職員有志20名が、しなのめ花まつりの会場のゴミ拾いをしました。

このゴミ拾いは、普段町の施設を利用して練習している壬生FCユナイテッドの子どもたちが、何か自分たちから出来ることはないかと、6年前から行っているもの、しなのめ花まつりの開催を控えたこの時期に、花まつりの会場となる東雲公園と、隣接する黒川河川敷のゴミ拾いを実施しています。この日回収されたゴミの量は、軽トラック2台分になりました。

ゴミ拾いの後は、壬生FCユナイテッドの子どもたちと役場職員でサッカーの試合を楽しみました。



花まつり会場と黒川河川敷のゴミを拾いました

## 歴史民俗資料館だより

シリーズ

# 〈医療の歴史〉にみる壬生

今月号から、壬生の医療文化史を紹介いたします。当歴史民俗資料館では昨年の秋、住民と共有する新たな目標として、町の貴重な文化遺産である「医療の歴史」を活かしたまちづくりを提案しました。

壬生町の「医療の歴史」は、江戸時代末期に壬生藩主の鳥居忠孝が蘭学を積極的に導入したことに始まります。忠孝は、医学や近代科学などの振興と人材の育成に力を注ぎ、蘭方の大家・齋藤玄昌や漢方の大家・河内全節をはじめとする優秀な医者や多くの蘭学者を輩出しました。その名残として、町中心部の大通りは当時、蘭方医が軒を連ねたことから、現在、蘭学通り」という愛称で親しまれています。

また壬生藩の医学で特筆されるものがあります。それは齋藤玄昌らが天保11年（1840）に、関東諸藩で最初の人体解剖を試みたことです。その時の記録は、解体正図」として今日まで遺され、現代医学の基になると共に、藩の医

療の水準の高さを物語っています。

さらに玄昌は医学の近代化を図るため、明治5年（1872）に私立学校の経営を企画しますが、奇しくも志し半ばで亡くなってしまいます。しかし、まるでその意志を継いだかのように一世紀を経た昭和48年（1973）当地に、関湊が獨協医科大学を開学させるのです。これは真に医療機関の充実につながり、今日、住民が安心して暮らせる町に発展する一端を担ったと言えるでしょう。

本号から、本町ゆかりの偉大な先人たちが築き上げた「医療の歴史」を紹介し、医療を通してのまちづくりの礎を振りかえりたいと思います。



〈鳥居忠孝〉

壬生藩鳥居家6代藩主。文化12年（1815）代藩主の四男として生まれる。のちに幕府要職の若年寄となった。忠孝は、藩財政の危機に財政再建を目的とした構造改革を実施し、また蘭学を含む学問の振興・人材登用策をすすめた。とりわけ医学に重点を置いた政策は特筆に値する。

問合せ先

歴史民俗資料館  
☎ 82-8544

# 吉田恭子ヴァイオリン・リサイタル

6月28日(土) 18:30~  
全指定席/3,000円  
入場券取り扱い中

冴え渡る超絶技巧と、繊細な彩りを湛えて艶やかに輝く旋律をお楽しみください。



白石光隆(ピアノ)



吉田恭子(ヴァイオリン)

# 読売日本交響楽団

9月25日(木) 19:00~  
一般指定席/3,000円 学生指定席/1,500円  
5月21日(水)入場券発売

読売新聞社・読売グループを母体に設立された、日本を代表するオーケストラ



三浦友里枝(ピアノ)



梅田俊明(指揮)



## 町職員退職者

平成20年3月31日付で11名の町職員が退職いたしました。



- |                     |        |
|---------------------|--------|
| ◆上下水道部長             | 橋本 良計  |
| ◆建設部長               | 鈴木 孝   |
| ◆民生部健康福祉課長補佐兼健康増進係長 | 福田ミツ子  |
| ◆民生部健康福祉課副主幹        | 高木志津子  |
| ◆いなば保育園主査           | 渡邊 友美  |
| ◆清掃センター技手           | 戸崎 守郎  |
| ◆壬生東小学校調理員          | 小須田のり子 |
| ◆藤井小学校調理員           | 加藤フジエ  |
| ◆壬生中学校調理員           | 黒川 寿恵  |
| ◆壬生小学校調理員           | 高橋千恵子  |
| ◆壬生中学校調理員           | 渡部しずえ  |

# 壬生、夕顔寄席

(歌丸・小遊三・いっ平)

7月27日(日) 18:30~  
全自由席/3,000円  
4月23日(水)入場券発売

日本TV「笑点」のメンバー、他でお贈りする、楽しく笑える納涼落語会



桂 歌丸



三遊亭小遊三



林家いっ平

■会場：壬生中央公民館大ホール(城址公園ホール)  
※入場券は、壬生中央公民館、稲葉・南犬飼出張所、町施設振興公社で取り扱います。

■問合せ先：壬生中央公民館 ☎82-0108



絵画「緑がたくさん城址公園」



藤井小 6年  
吉田 優花



## まちのうごき

4月1日現在

総人口 39,865 人(△28)  
男 19,544 人(△18)  
女 20,321 人(△10)  
世帯数 13,992世帯( 16)  
( )内は前月比

●軽自動車税(全期)  
納期限 6月2日

## 5月の納税等



藤井小 6年  
清水 綜一郎



版画「重い水」